

# 国際弁護士倫理を考える

## —UIA弁護士倫理会議を契機として

愛知県弁護士会会員  
石畔 重次 *Ishiguro, Shigeji*

### 1 国際弁護士倫理

2010年11月にイスタンブールで開催されたUIA<sup>1)</sup>の年次大会で、弁護士の国際倫理規程に関する会議が開催された。その概要を紹介するとともに、国際弁護士倫理について考えてみたい。

このような国際倫理規程が検討されるに至った背景は、言うまでもなく弁護士活動の国際化にある。企業活動の国際化に伴い、弁護士の業務も国境を越えるようになっている。そのようなときに、弁護士の行動が自国では問題がないのに業務を行う国で倫理違反とされるのでは混乱を生じる。弁護士倫理の国際的調和が求められるやうである(コーディネーターのBENIC HOU欧州弁護士会連盟(FBE)名誉会長)。

しかし、同氏も指摘するように、弁護士制度はそれぞれの国の法文化の表れである。イギリスのソリシターとパリスターに見られるように、国ごとに固有の伝統がある<sup>2)</sup>。弁護士倫理についても、これを国際的に統一するのは至難の業と言わねばならない。

他方、弁護士という職業に普遍的な倫理のあることも、また事実である。国際弁護士倫理の役割は、弁護士という職業に普遍の倫理を確認すること、そして各国の法文化に根ざす固有の倫理については、これの抵触を解決することにあると考えられる。

### 2 CCBCEの行為規範

国際よりは狭い地域的な倫理の例として、

EU域内での倫理の調和と抵触解決を目的とするCCBE(欧州弁護士会評議会)の行為規範がある<sup>3)</sup>。これは、大半の加盟国の弁護士会で内規化されており<sup>4)</sup>、EU域内で弁護士活動が自由化されたことに伴い、EU内で国境を越えて活動する弁護士のための共通の倫理を規定することにより、上述した倫理の二律背反から弁護士を救済することを目的とする<sup>5)</sup>。しかし、それでもなお、規程の適用のない細部については、固有の伝統と司法制度に根ざす各国の倫理が適用される。

### 3 倫理規程の抵触

たとえば、依頼者との関係と弁護士相互の関係のどちらを優先するかについても、国によって倫理は異なる。フランス、ベルギー、イタリア、スペインなどは弁護士間の信頼関係に重きを置き、「内密に」と明示されて受けた他の弁護士からの交信は、依頼者に伝えることが許されない。これに対し、ドイツの弁護士は依頼者に全てを報告する義務を負っている。したがって、仏独の弁護士が交渉するときには、ドイツ弁護士はフランス側に、弁護士限りの内密交渉はできないとして断るか、ドイツ側依頼者から内密交渉の承諾を得るか、いずれかによらなければならぬ<sup>6)</sup>。

そして秘密保持になると、イギリスのソリシターのそれは、他国よりも脆弱な印象を受ける。マネーローダリング規制に服し、ソリシター

- 1) 1927年に設立された世界最古の国際的な弁護士組織。本部はパリにあり、約200の弁護士会等会員と約2,000名の個人会員を擁する。<http://www.uianet.org/index.jsp>
- 2) イギリスの特異性については、吉川精一「英国の弁護士制度」(2011)
- 3) *Code of Conduct for European Lawyers* [http://www.lff.lu/fileadmin/redaction/documents/Legal\\_texts/Code\\_Lawyers\\_EU\\_ENG.pdf](http://www.lff.lu/fileadmin/redaction/documents/Legal_texts/Code_Lawyers_EU_ENG.pdf)
- 4) [http://www.ccbe.eu/fileadmin/user\\_upload/NTCdocument/CoC\\_adoption\\_for\\_web1\\_1298021202.pdf](http://www.ccbe.eu/fileadmin/user_upload/NTCdocument/CoC_adoption_for_web1_1298021202.pdf)
- 5) CCBE行為規範1.3条
- 6) CCBE行為規範5.3条、Claudia Seibel, Professional Responsibility in the Era of Expansion and Specialization(2011. 2.11 法曹倫理に関する国際シンポジウム(東京)資料)

の報告件数は他国に比して圧倒的に多い。その結果、たとえば、ソリシター資格も有するドイツ弁護士がイギリスで職務を行う場合は、疑わしい取引を報告しなければマネーローリングリング規制違反に問われ、報告すればドイツ弁護士としての行為規範に違反するというディレンマに陥ることになる<sup>7)</sup>。

利益相反についても、どのような場合に利益相反に該当すると考えるかは、国によって様々である。たとえばドイツは他国よりも狭く、利益相反を同一事件に限定するので、利益相反に該当するか否かは明確である<sup>8)</sup>。同一事件で、ドイツの法律事務所が当事者の一方を代理し、その事務所のフランスのオフィスが相手方を代理すれば利益相反になり<sup>9)</sup>、懲戒等も受ける。その反面、同一事案でない限り、他の案件で相手方の代理をしていても何ら問題はないという。

#### 4 UIAの国際弁護士倫理

EUのような地域にとどまらず国際的な倫理となると、共通する倫理は、さらにシンプルなものにならざるをえない<sup>10)</sup>。IBAもすでにこのような規程を制定しているが<sup>11)</sup>、今回UIAで議論された国際倫理規程もこれに類似している。規程案の概要は、およそ次のとおりであった<sup>12)</sup>。

**【弁護士の独立】**弁護士は、公権力及び財政権力から独立し、依頼者・他の法曹・裁判所その他の第三者から独立し、自己や事務所の利益から独立しなければならない。他方、依頼者の依頼を断る自由、独立性が損なわれるときは辞任

する自由を有する。また弁護士は、その独立性を損なうおそれのある他の職業その他の活動に従事してはならない。弁護士会の完全な独立(財政的独立を含む)も確保されなければならない。

**【高潔さ(integrity)】**弁護士は、誠実かつ高潔に職務を行わなければならない。

**【法律サービスの水準】**弁護士は、専門知識・能力を維持して良好な水準の法律サービスを提供しなければならない。

**【守秘義務】**弁護士は、依頼者及び元依頼者から受けた秘密情報並びに職務の遂行に際して得た秘密情報について、無期限に守秘義務を負う。

**【利益相反】**利益相反は、法律事務所またはパートナーシップの全ての依頼者を対象として検討されなければならない。

**【報酬】**弁護士でない者との報酬分配禁止等。

なお、今回の会議では、facebook世代と古い世代とのギャップも話題に上った。若い弁護士はテクノロジーを駆使してよく調査をするが、紛争の実態を見ようとしている。弁護士はビジネスではない。紛争や問題を解決するのが弁護士の役割であることを再認識しなければならないと言う。

思うに、近年、弁護士の業態は著しく変容しており、このような世代間分化や、巨大事務所の富裕弁護士と零細事務所の弁護士との階層分化は、深刻化する一方である。そうであるからこそ、倫理の抵触の解決とともに「弁護士とは何か」という普遍倫理の認識を国際的に共通にしていく努力が求められると思われる。

7) Hans-Jürgen Hellwig, The Legal Profession in Europe: Achievements, Challenges and Chances (2002), [http://germanlawjournal.com/pdfs/Vol04No03/PDF\\_Vol\\_04\\_No\\_03\\_263-276\\_Legal\\_Culture\\_Hellwig.pdf](http://germanlawjournal.com/pdfs/Vol04No03/PDF_Vol_04_No_03_263-276_Legal_Culture_Hellwig.pdf)

8) Hans-Jürgen Hellwig, 上掲 Claudia Seibel, 上掲シンポジウムでの発言

9) 依頼者の同意や情報遮断措置(Chinese Wall)での回避は許されない。

10) たとえば利益相反の構成要件についてはまだ国際的統一が図られていないので、地域的規範としてのCCBE行為規範3.2条が一定の定義付けをしているのに対し、UIA規程は利益相反の定義付けをしていない。

11) IBA International Code of Ethics (1956, 1988), IBA General Principles for the Legal Profession (2006)

12) 繼続審議となった。